



令和7年度 国保連合会 ガイドブック

Ehime National Health Insurance Organization
Guidebook 2025

愛媛県国民健康保険団体連合会

INDEX

I
国保連合会の概要

1	目的と性格	2
2	設立	2
3	名称及び所在地	2
4	事業	2
5	役員	3
6	運営機構	3
7	事務局の組織及び事務分掌	4

II
主な事業内容

1	一般事業	6
2	診療報酬審査支払事業	9
3	保険者事務共同処理事業	13
4	特定健康診査等事業	15
5	出産育児一時金等支払事業	16
6	第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業	17
7	介護保険事業	19
8	障害者総合支援事業	22
9	福祉医療費関係業務	23
10	母子健康診査審査支払業務	23
11	柔道整復施術療養費審査支払業務	23
12	療養費審査業務	23
13	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会	23
14	国保情報集約システム運用業務	24

III
資料

1	会員	26
2	令和7年度予算の概要	27
3	会員負担金及び手数料	30
4	審査支払状況	33
5	沿革	38

I

国保連合会の概要

I 国保連合会の概要

1 目的と性格

国民健康保険法第83条に基づき、愛媛県内の保険者（県・市町、国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、愛媛県知事の認可を受け設立された団体で、その性格は公法人です。

2 設立

- 昭和 15 年 2 月 25 日 愛媛県国民健康保険組合联合会創立
昭和 23 年 6 月 30 日 愛媛県国民健康保険団体連合会に改組、改称
（昭和 23 年 6 月国保法第 83 条による）
昭和 34 年 1 月 1 日 愛媛県国民健康保険団体連合会の設立
（新国保法第 83 条による）

3 名称及び所在地

愛媛県国民健康保険団体連合会
〒791-8550 愛媛県松山市高岡町 101-1

4 事業

本会は、次に掲げる事業を行います。

1 国民健康保険関係

- ① 保険者の事務の共同処理
- ② 診療報酬の審査及び支払
- ③ 特定健康診査・特定保健指導等に関する事業
- ④ 国民健康保険運営資金の融資
- ⑤ 保健事業
- ⑥ 国民健康保険に関する調査及び研究
- ⑦ 国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業
- ⑧ その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 公費負担医療関係

- ① 公費負担医療に関する費用の審査及び支払に関する事務
- ② その他関連事業

3 後期高齢者医療関係

- ① 後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務
- ② 健康診査に関する費用の支払に関する事務
- ③ 第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
- ④ 後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業
- ⑤ その他関連事業

4 介護保険関係

- ① 介護給付費等の審査及び支払に関する事務
- ② 介護サービス等の質の向上に関する調査並びに介護サービス事業者に対する必要な助言及び指導
- ③ 第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
- ④ 介護保険事業の円滑な運営に資する事業
- ⑤ その他関連事業

5 障害者総合支援給付等関係

- ① 障害介護給付費の審査支払に関する事務
- ② 障害児給付費の審査支払に関する事務
- ③ その他関連事業

6 保険料等の特別徴収に係る経由事務

- ① 法の規定による保険料の特別徴収に関し、連合会を経由して行うものとされた事務
- ② 国民健康保険税の特別徴収に係る経由事務
- ③ 介護保険の保険料の特別徴収に係る経由事務
- ④ 後期高齢者医療の保険料の特別徴収に係る経由事務
- ⑤ 特別徴収に係る経由事務の円滑実施に資する事業

7 健康保険に係る事業

- ① 診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業
- ② その他関連事業

5 役員

- [1] 理事 6名(市部3名、町部2名、学識経験者1名)
 [2] 監事 2名(市部1名、町部1名)
 計 8名

愛媛県国民健康保険団体連合会役員名簿

任期 (自 令和 6年4月 1日)
 (至 令和 8年3月31日)

役職名	氏名	公職名
理事長	古谷 崇洋	砥部町長
副理事長	徳永 繁樹	今治市長
常務理事	高橋 敏彦	学識経験者
理事	岡原 文彰	宇和島市長
//	武智 邦典	伊予市長
//	中村 維伯	愛南町長
監事	加藤 章	東温市長
//	坂本 浩	松野町長

6 運営機構

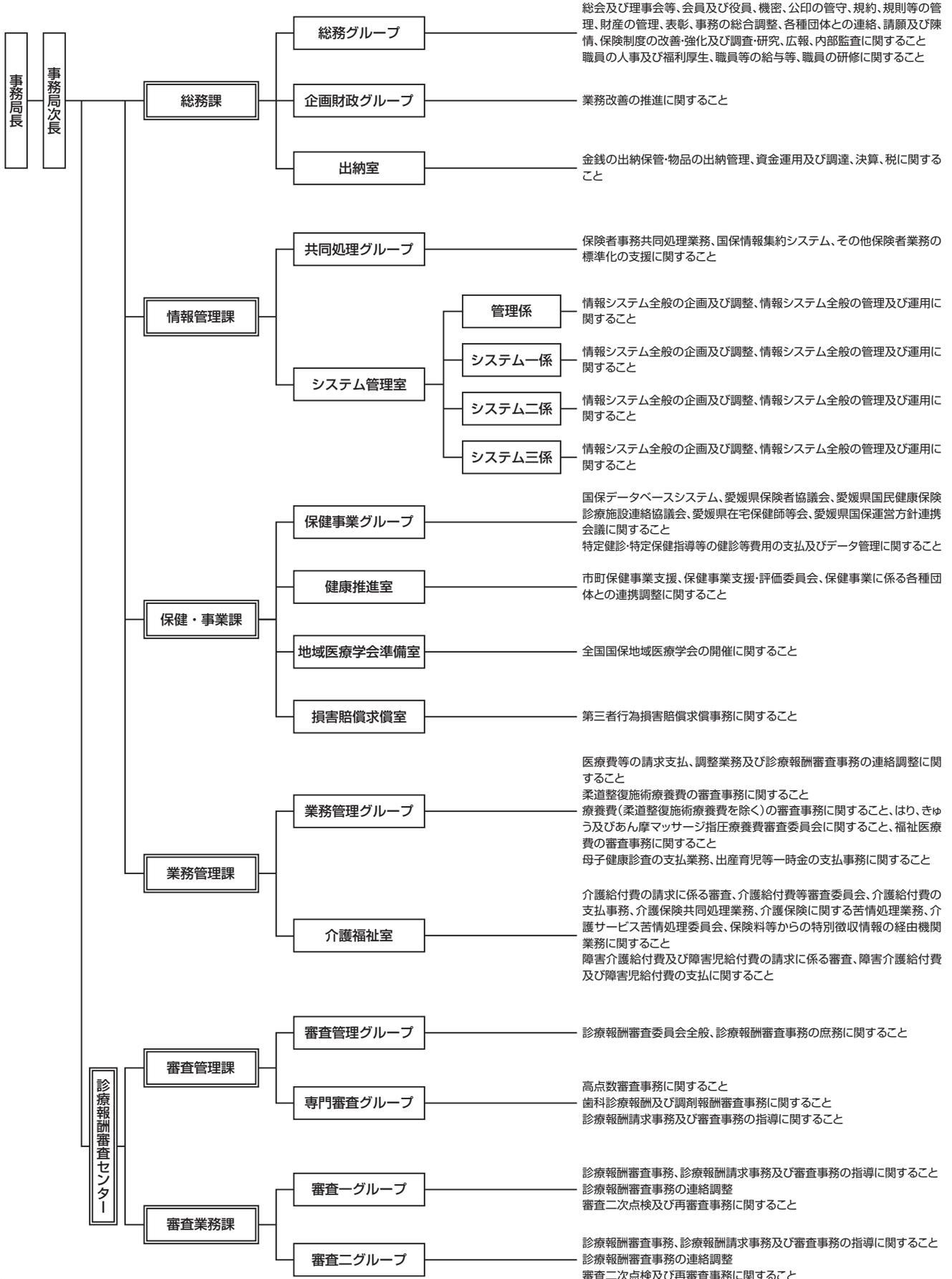
- [1] 総会
 総会は、会員である保険者の意思決定機関で、保険者を代表する者をもって構成しています。通常総会は、毎年2回、理事会の議決により招集し開催されます。
- [2] 理事会
 理事会は、国保連合会の執行機関で、理事長、副理事長、常務理事、理事で構成し、必要に応じて理事長が招集し開催されます。
- [3] 監事会
 監事会は、国保連合会の監査機関で、監事2名で構成しています。監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し会計に関する報告を求めることができます。



7

事務局の組織及び事務分掌

令和7年4月1日



II

主な事業内容

Ⅱ 主な事業内容

1

一般事業

1 会務運営に関する事業

会務の適正・円滑な運営を図るため、次の諸会議を開催するとともに関係会議に出席しています。

- [1] 総会
- [2] 理事会
- [3] 監事会
- [4] 市町主管課長会
- [5] 四国地方国保協議会の諸会議

2 広報活動に関する事業

保険者への国保情報の提供及び広報活動支援を行っています。

広報活動に関する事項

- [1] 「国保新聞」の購読斡旋
- [2] 「国保新聞縮刷版」の斡旋
- [3] 国保関係資料の作成配布

3 調査・研究に関する事業

保険者の医療費等の動向及び予算・決算等に関する調査、または統計表を作成し、厚生労働省、愛媛県、市町国保保険者、国保中央会と協働し、国民健康保険の調査研究を行っています。

調査研究に関する事項

- [1] 保険者別健診・医療・介護分析報告書の作成配布
- [2] 審査支払業務統計の作成

4 事業振興に関する事業

国保制度改善強化の取組み

地方六団体と共に全国の市町村長をはじめ国保関係者が一堂に会する国保制度改善強化全国大会を毎年開催し、国保が地域保険としての機能を十分に発揮できるよう、制度改善に向けたスローガンを掲げ、国に対して要望することで、その実現を図っています。また、保険者や国保連合会の意見等を踏まえ国等の関係者への陳情活動を行っています。

5 保健事業

[1] 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

愛媛県内保険者の社会保障の安定、医療費・介護費の適正化および健康課題の解決を目的に、保険者が実施する保健事業が効果的に展開できるよう支援を行います。具体的には、国保連合会保健師による国保データベース（KDB）システム等を活用した各種データ分析、委員会および研修会の企画・開催のほか、市町訪問を通し保健事業支援を行っています。

ア．保健事業支援・評価委員会の設置

平成 26 年度から国保連合会に保健事業支援・評価委員会を設置しており、各疾患専門医、大学等研究機関等の有識者により構成された委員にて保険者の保健事業に係る助言、評価を行っています。これまでに高血圧を中心としたデータ分析や、解決に向けた実態把握及び評価方法等の支援を行いました。引き続き、高齢者の保健事業に関する支援も含め、各保険者が PDCA サイクルに沿った保健事業が展開できるよう支援を行います。

イ．特定健診・保健指導の円滑な実施の支援

特定健診・特定保健指導の実施率の向上に向け、現状分析や健診未受診者の抽出等のデータ活用支援を行います。また、保健指導内容の登録等のシステム操作支援や、医師会等の関係機関との調整や支援を行います。

ウ．生活習慣病・重症化予防対策事業

健診・医療データの分析から、各保険者における課題分析、取組に効果の大きい対象者の明確化やリスト提供、資料化を行い保険者へ情報提供します。同時に、保険者においても分析、対象者抽出ができるようデータ活用支援を行います。

エ．高齢者の保健事業と一体的実施への支援

市町による企画・調整担当の保健師等に向け、健診・医療・介護データの分析支援や対象者の抽出にかかる支援を行います。また、国保と後期高齢者の取組が途切れなないように、地域の健康課題の解決に結びつけるための事業の計画化に関する支援を含め、他県好事例の紹介、情報提供を行います。

オ．予防・健康づくりのインセンティブ強化にかかる支援

保険者努力支援制度による評価結果について、県内の状況や全国順位等を示し、実態把握や今後の事業実施につながるよう情報提供します。

また、共通指標③「生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組」、国保固有指標②「データヘルス計画の実施状況」の点数獲得につなげるための支援として、KDB システム活用・評価に関する資料の提示や、愛媛県糖尿病対策推進会議との連絡調整を行います。

国保連合会保健師による支援内容

保健事業支援・評価委員会の企画・運営
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者ヒアリングの随時実施 ・ 各種データ分析による資料作成・情報提供
各種研修会・説明会の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師招聘による保健指導スキルアップ研修の開催 ・ 各種システム操作、活用にかかる説明会の開催 ・ 各種報告、申請にかかる支援（特定健診法定報告、努力支援制度等）
KDB 等システムを活用した分析事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、健診、介護データの全国・県内比較の統計資料作成（KDB、NDB） ・ 受診率速報、早期介入健診データの配信 ・ 心不全、高血圧等の生活習慣病にかかる詳細な分析
保険者訪問・個別支援（リモート・電話対応含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種システムおよびツールの操作、活用支援 ・ 市町の実態に合わせた研修会企画 ・ 市町による事業実施に向けた個別相談 ・ 高齢者の一体的実施の分析・評価支援

【2】協議会等の運営

愛媛県国民健康保険診療施設連絡協議会、愛媛県保険者協議会の事務局を担当し、円滑な事業運営を行っています。

愛媛県在宅保健師等会の事務局を担当し、市町等の保健活動における効果的・効率的な事業展開を図り、医療費適正化につなげるため、在宅保健師等を活用した保健活動支援を行っています。

【3】第 66 回全国国保地域医療学会の開催

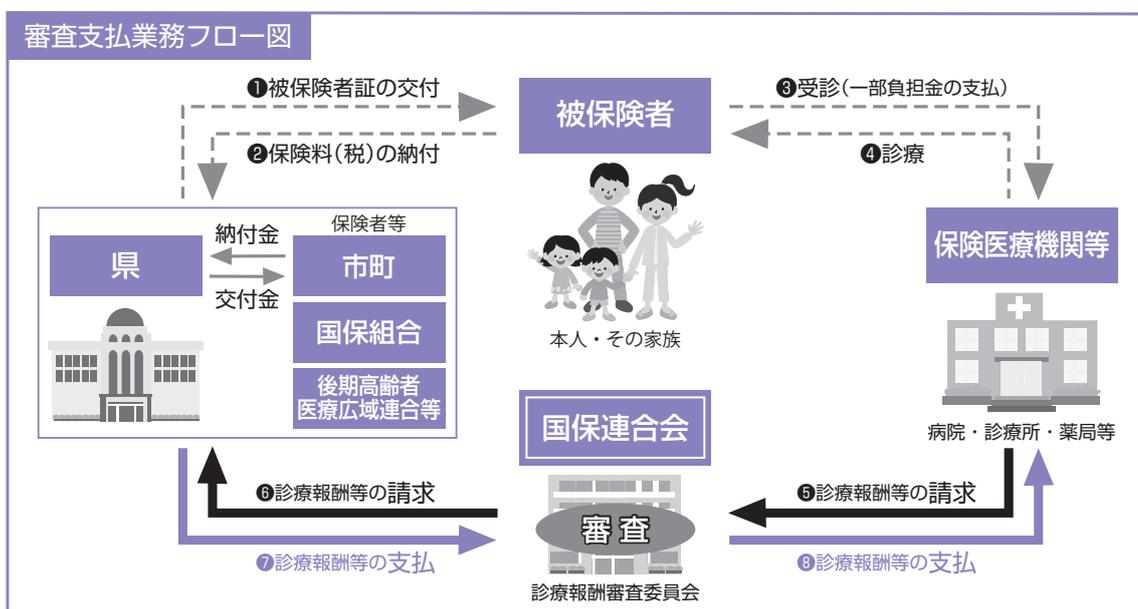
令和 8 年 9 月 18 日（金）～19 日（土）に愛媛県（愛媛県県民文化会館）にて「第 66 回全国国保地域医療学会」が開催されることが決定し、地域医療学会準備室を設置するとともに、第 66 回全国国保地域医療学会事務局として、県内の国保診療施設等と連携し開催に向けた準備を進めています。

2 診療報酬審査支払事業

1 診療報酬等審査支払業務

診療報酬の審査支払業務は国保連合会の主要業務です。国保診療報酬については県下の保険者から昭和 37 年より、後期高齢者医療については後期高齢者医療広域連合から平成 20 年より委託を受けています。このほかにも、公費負担医療費については公費負担者から委託を受けています。

なお、診療報酬とは保険診療の対価としての報酬のことで、国保連合会では診療報酬のうち被保険者が保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金を除く額について、保険者等への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。



2 全国決済制度

全国決済制度とは、県外被保険者が県内保険医療機関等を受診した場合、その保険医療機関等が県外被保険者の所属する保険者へ請求することなく、その県内保険医療機関等が所在する国保連合会へ診療報酬請求を行うことで、診療報酬を受け取れる仕組みをいいます。

請求を受けた全国の保険医療機関所在の国保連合会が審査を行い、国保中央会を通じて各都道府県国保連合会間の診療報酬費用の相殺を行ったのち、保険医療機関等へ診療報酬の支払を行っています。

3 事務点検・審査事務共助

保険医療機関等から受け付けた診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）に記載漏れや記載誤りがないか等の事務的な点検を行います。また、コンピュータチェックや目視点検により診療内容に疑義のあるレセプトに疑義貼付する等の審査事務共助を行い、診療報酬審査委員会へ提出します。

4 診療報酬審査委員会

国民健康保険法第 87 条に基づき、国保連合会にレセプトの審査を行うため国民健康保険診療報酬審査委員会を設置しています。

診療報酬審査委員会は、職員による事務点検の後、提出されたレセプトの審査を行います。

なお、診療報酬審査委員会は、医科部会、歯科部会、再審査部会（医科・歯科）、審査専門部会を設置しています。

- [1] 医科部会は、医科担当及び調剤担当の委員をもって構成し、医科の診療報酬及び調剤報酬請求書の審査に当たります。
- [2] 歯科部会は、歯科担当の委員をもって構成し、歯科の診療報酬請求書の審査に当たります。
- [3] 再審査部会は、再審査請求のあった診療報酬請求書の審査に当たります。
- [4] 審査専門部会は、一定点数以上の高点数診療報酬明細書等の審査に関する事項を所掌します。

[会期] 診療報酬審査委員会は、毎月 1 回 4 日間開催しています。

また、診療報酬審査委員会最終日は、審査の協議・決定を行うため、医科部会、歯科部会合同で総合審査を行っています。

審査専門部会及び再審査部会は、それぞれ部会毎に毎月総合審査の前に開催し、審査を行っています。

[組織] 診療報酬審査委員会は、国民健康保険法第 88 条第 1 項に基づき、県知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員で組織されています。

[委嘱] 審査委員は国民健康保険法第 88 条第 2 項に基づき、県知事より委嘱されます。

[任期] 国民健康保険法施行規則第 37 条に基づき、審査委員の任期は 2 年です。

[構成]

部 会 別	保 険 医 及 び 保 険 薬 剤 師 代 表	保 険 者 代 表	公 益 代 表	合 計
医 科 部 会	16 名	14 名	18 名	48 名
歯 科 部 会	2 名	4 名	1 名	7 名
合 計	18 名	18 名	19 名	55 名

国保中央会特別審査委員会

健康保険法の改正（昭和 59 年 10 月実施）より特別審査制度が設けられたことから、高度の専門性を要する内容のレセプト審査を統一的に行い、審査の効率化・適正化を図るため国民健康保険中央会に設置されています。各県国保連合会では、特別審査に該当する厚生労働大臣が定める一定のレセプトについてその審査を委託しています。（国民健康保険法第 45 条第 6 項、高齢者の医療の確保に関する法律第 70 条第 5 項）

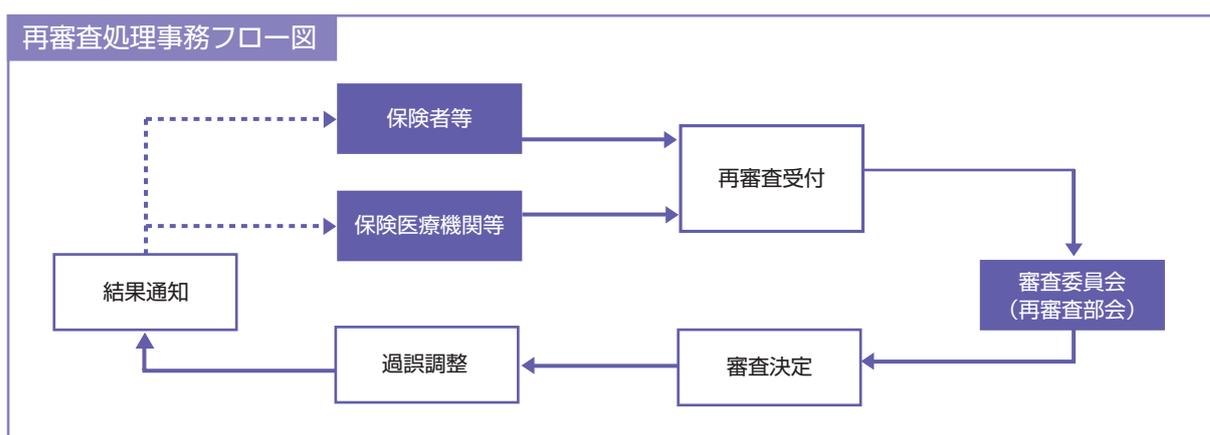
(厚生労働大臣が定める一定のレセプト)

医 科	入院に係るレセプトのうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数）が 38 万点（特定機能病院については 35 万点）以上のもの。 点数に関わらず、臓器移植のうち肝移植、心移植、肺移植を含むもの。
歯 科	歯科診療に係るレセプトのうち合計点数が 20 万点以上のもの。

5 再審査処理事務

保険者等又は保険医療機関等から審査委員会における審査結果について疑義がある場合、再審査の申し出が行われます。

この申し出について、審査委員会で再度審査を行い、査定又は復活等の処理を行います。



6 過誤調整事務

保険者等に対する請求確定額又は保険医療機関等に対する支払確定額を決定した後に、資格喪失又は再審査の結果等により確定額に異動が生じた場合、これらの金額調整を行っています。

7 保険者間調整

被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金について、保険者の事務処理の負担を軽減するため、保険者における保険者間調整に関する精算業務の支援を行っています。

8 診療報酬等審査支払業務スケジュール

月	日	審査支払処理	日	過誤処理	再審査処理
n月	1	受付	7	後期過誤依頼受付メ日及び処理	
	10	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(受付) 提出されたレセプトは、所要事項を確認のうえ、受付処理を行います。電子レセプト請求の保険医療機関等からはオンラインや電子媒体により提出されます。</p> </div>			
	12				
	15				
	20				
	23				
24					
25	21	国保過誤依頼受付メ日及び処理	再審査依頼受付メ切(翌月処理分)		
28					
n月+1	2	審査増減返戻通知書作成 支払額決定通知書等発送	9	県外レセプト等データ交換	
	6	請求関係書類及びレセプト発送 レセプト公開			
	18	国保・後期・公費払込納期限			
	19	国保中央会全国決済分払込			
	20	医療機関への支払【早期】			
	30	医療機関への支払【通常】			
n月+2		6		再審査分の画像レセプト公開	

3

保険者事務共同処理事業

保険者事務共同処理事業は、保険者からの委託を受け、各保険者に共通する事務を一元的に処理することにより、経費の節減と事務処理の効率化を図ることを目的に実施しています。（一部事業は、後期高齢者医療広域連合からの委託も受けて実施しています。）

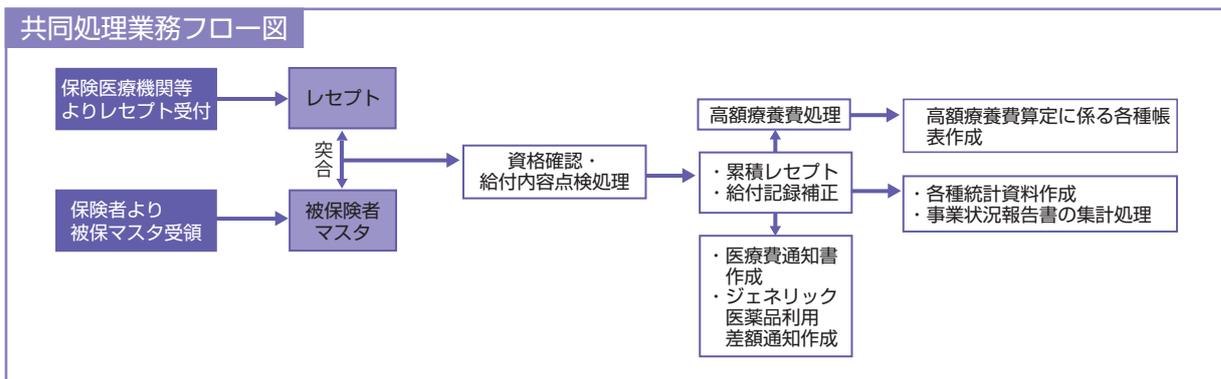
なお、国保連合会で実施している共同処理の内容は以下のとおりです。

保険者事務共同処理の内容

①被保険者資格情報の管理に関すること。	⑤医療費通知書の作成に関すること。
②診療（調剤）報酬明細書（以下「明細書」という。）の資格確認点検に関すること。	⑥過誤、再審査等保険者が必要とする事務点検資料の作成に関すること。
③高額療養費支給に伴う資料の作成に関すること。	⑦事業月報資料の作成に関すること。
④給付記録に関すること。	⑧その他保険者が必要とするもので連合会が認めたもの。

1 共同処理業務

共同処理業務フロー図

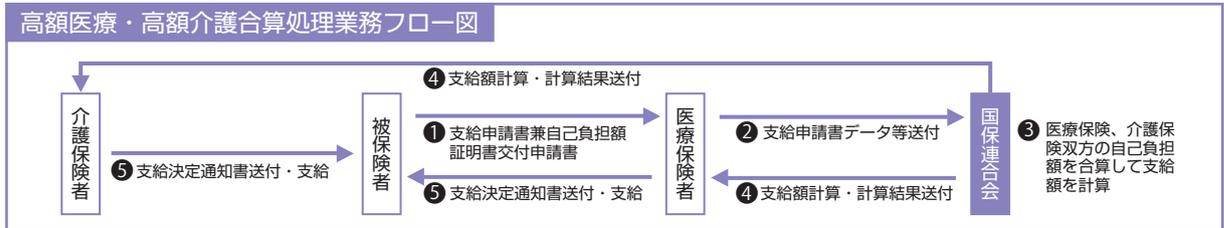


関係書類の送付等（送付日が休日等に該当するときは、前後することがあります。）

レセプト公開	毎月 6～7日
資格・給付確認関係	毎月 6～7日
高額療養費関係	毎月 17日
医療費通知	作成月 25日
ジェネリック差額通知	作成月 末日～翌一日

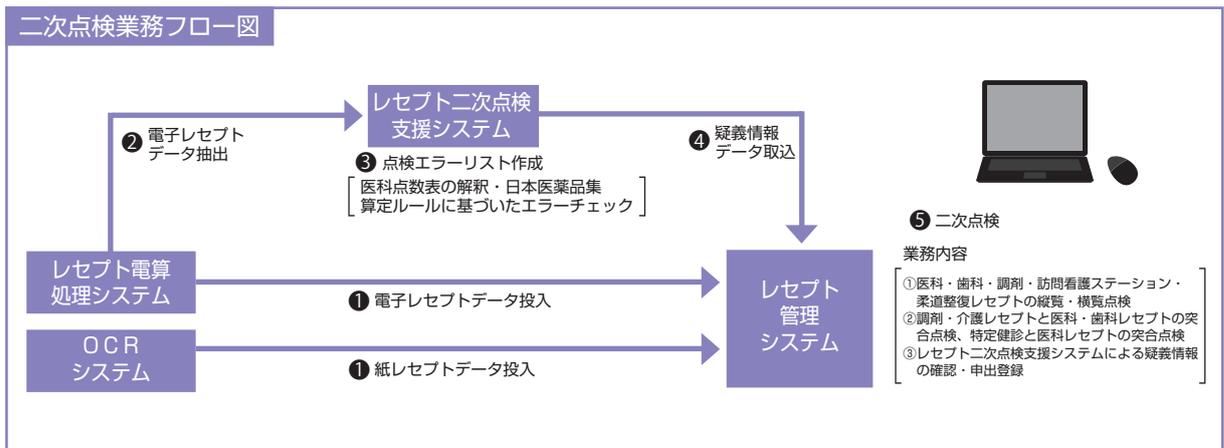
2 高額医療・高額介護合算処理業務

毎年8月から翌年7月までの「療養の給付に係る一部負担金の額」及び「介護保険の利用者負担額」の合計額が定められた額を超える場合に医療保険者から支給される「高額介護合算療養費」及び介護保険者から支給される「高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算予防サービス費」の支給額計算処理を行っています。



3 レセプト二次点検業務

保険者が実施している診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の縦覧・横覧・突合点検業務を受託し、二次点検支援システムを用いた効率的な内容点検を行っています。

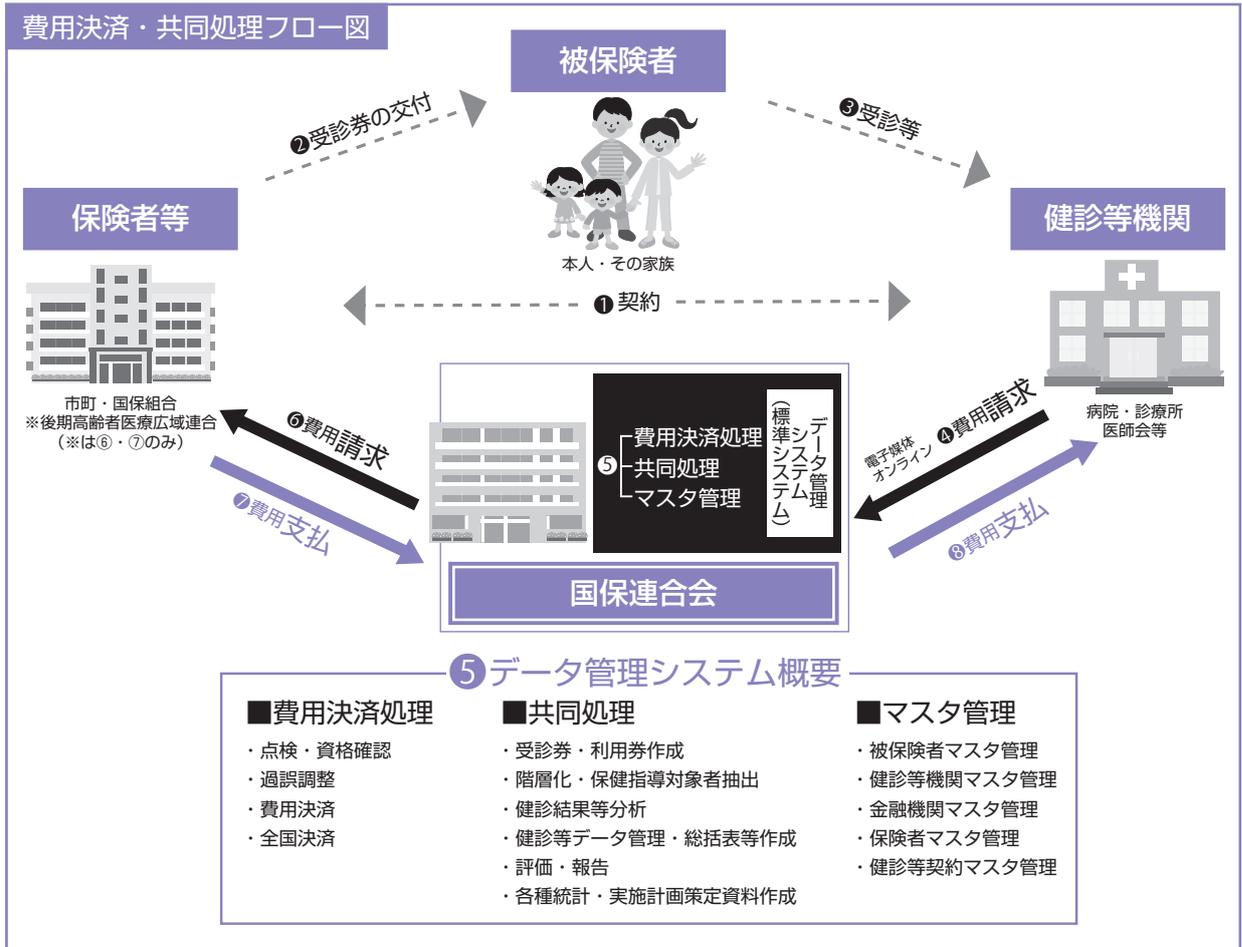


4

特定健康診査等事業

1 特定健診等費用決済・共同処理業務

平成 20 年 4 月から医療保険者に義務づけられた特定健診・特定保健指導の実施に伴う費用決済およびデータ管理、受診券等の発行について、保険者から委託を受け特定健診等データ管理システム等を使用して業務を行っています。

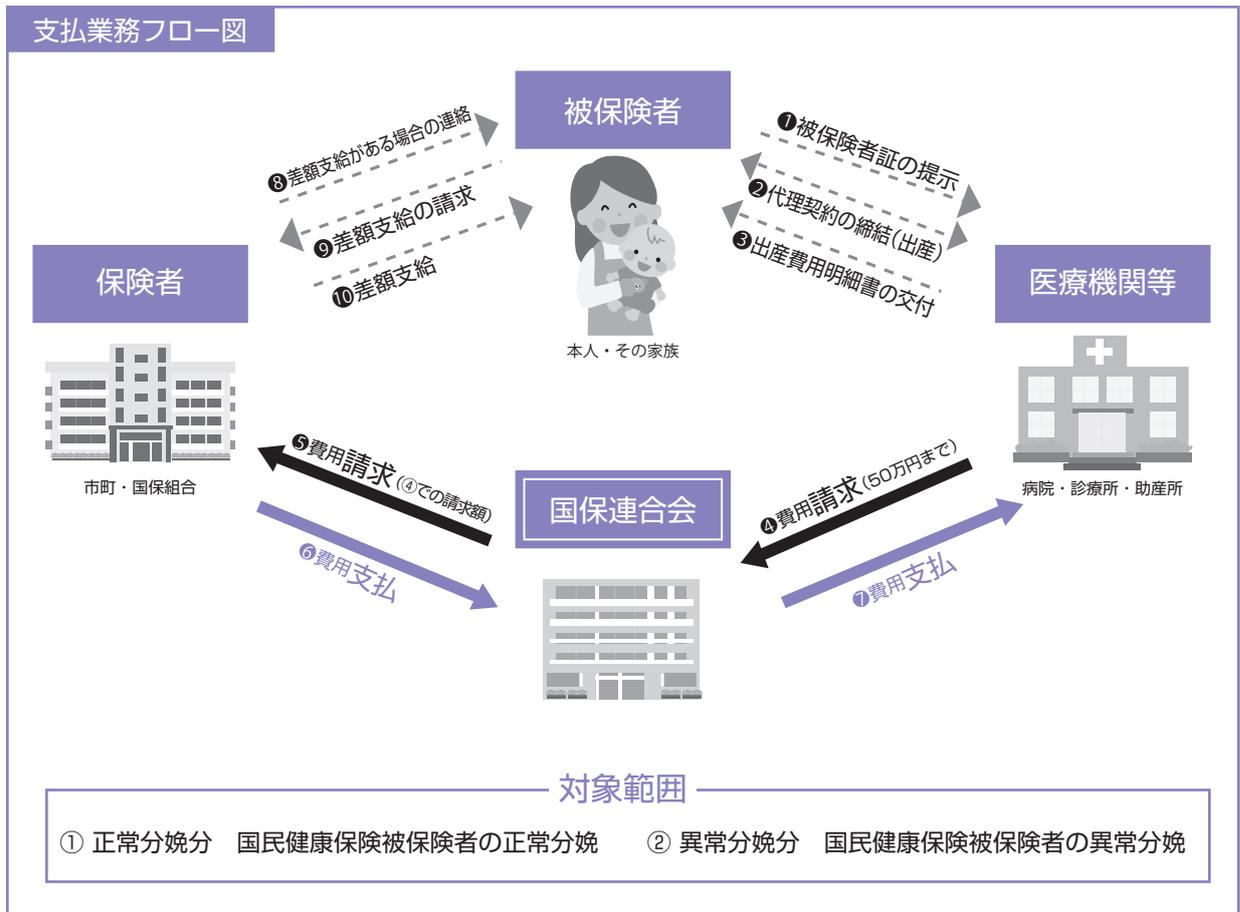


5

出産育児一時金等支払事業

1 出産育児一時金等支払業務

平成 21 年 10 月から医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等の受取りを直接保険者で行うための支払事務を実施しています。



6

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

1 共同処理事業の概要

第三者行為に係る求償事務は、求償先である加害者や損害保険会社との賠償交渉を中心とした専門性の高い業務であり、保険者事務の負担となっていました。

そこで国保連合会では、求償事務の中心である損害賠償請求及び受領に関する事務について、平成3年から共同事業として、交通事故に関する求償事務を開始しました。

平成29年7月には、厚生労働省による求償事務取組強化を受け事務の範囲を拡大し、交通事故以外の事由による第三者行為（暴力事件を除く）に関する事務も行っています。

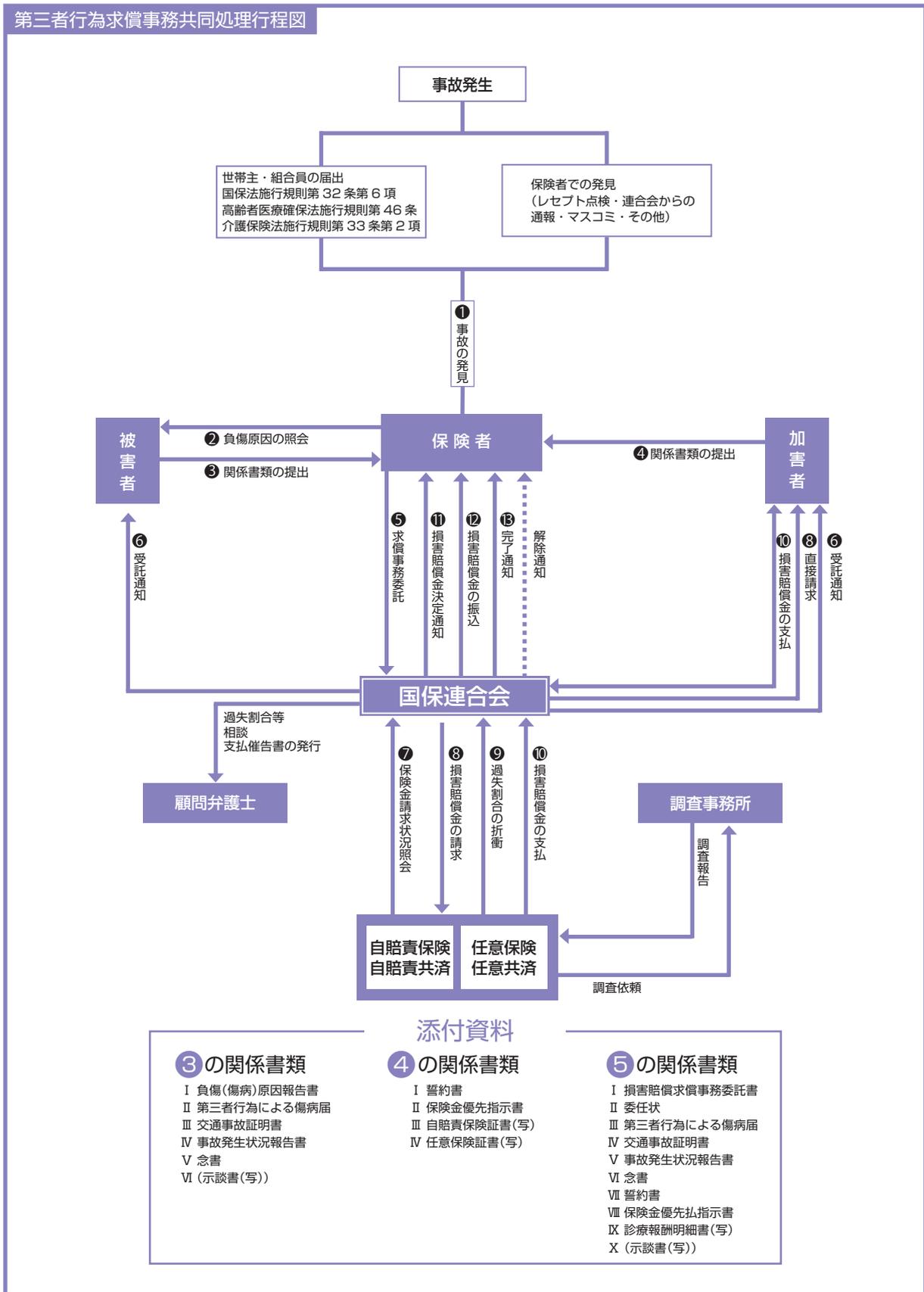
2 共同処理事業による市町のメリット

保険者において、損害賠償請求及び受領に関する事務を国保連合会に委託するメリットは次のとおりです。

- [1] 事故発生状況の調査、損害保険会社等との折衝、支払督促、時効の管理など煩雑な事務を国保連合会が行うことで、保険者事務の軽減が図れます。
- [2] 国保連合会の専門職員による効果的な求償事務によって、賠償金を適正に収納することができ、医療費の適正化に寄与します。
- [3] 請求収納に係る人件費やシステムの開発・運用費、顧問弁護士の相談料などの費用について、共同事業のスケールメリットによる低コスト化が実現できます。
- [4] 国保連合会が行う標準的な求償事務によって、加害者に適正な費用負担を求めることが可能となり、社会的公平性の確保が期待できます。
- [5] 第三者行為の給付を発見する取組みや、医療と介護の情報連携等に関する情報の提供支援を受けることができます。

3 第三者行為求償事務共同処理行程図

第三者行為求償事務共同処理行程図

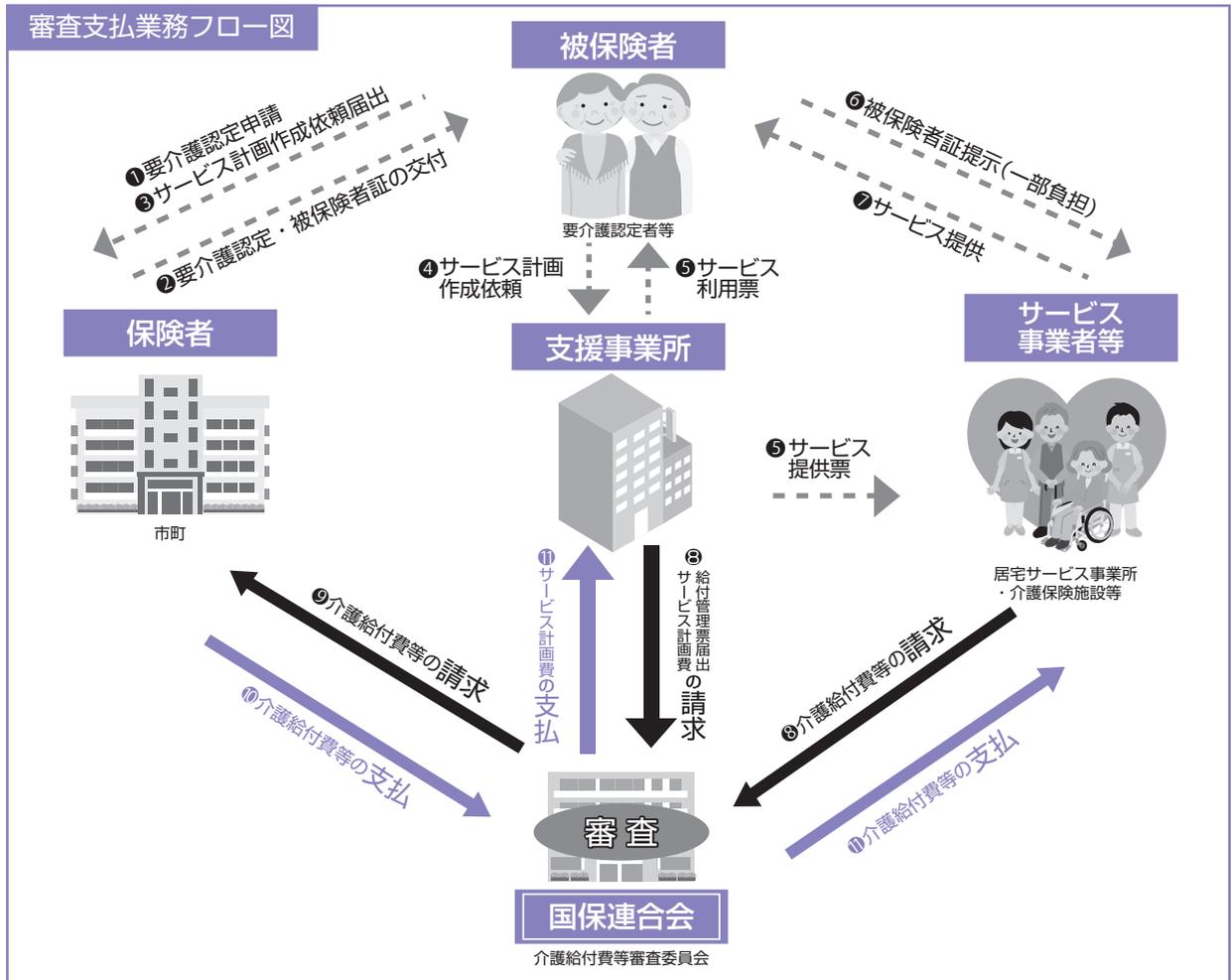


7

介護保険事業

1 介護給付費等審査支払業務

介護保険法第 176 条に基づき、市町及び公費負担者の委託を受けて、介護サービス事業所や総合事業事業所から提出される介護給付費及び介護予防、日常生活支援総合事業費の請求書等を審査し支払を行っています。



2 介護給付費等審査委員会

介護給付費請求書の審査を行うため、介護保険法第 179 条に基づき、本会に介護給付費等審査委員会を設置しています。介護給付費等審査委員会には、介護医療部会と審査部会を設置しています。

- [会期] 介護給付費等審査委員会は、毎月 1 回開催します。
- [組織] 介護保険法第 180 条により、それぞれ同数の介護給付等対象サービス担当者を代表する委員、市町を代表する委員及び公益を代表する委員の三者構成をもって組織します。
- [委嘱] 本会規程により、理事長が委嘱します。
- [任期] 本会規程により、委員の任期は 2 年です。

[構成]

介護給付等対象サービス担当者代表	市町村代表	公益代表	合計
4名	4名	4名	12名

3 介護保険者事務共同処理業務

介護保険者から委託を受け、各保険者に共通する事務を一元的に処理することにより、経費の節減と事務処理の効率化を図ることを目的に実施しています。

なお、国保連合会で実施している共同処理の内容は以下のとおりです。

共同処理の内容

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ①要介護認定更新支援処理に関する事。 | ⑥統計資料作成処理に関する事。 |
| ②償還払給付額管理処理に関する事。 | ⑦縦覧点検支援処理に関する事。 |
| ③介護給付費通知作成処理に関する事。 | ⑧医療給付情報突合支援処理に関する事。 |
| ④高額介護サービス費支給処理に関する事。 | ⑨第三者行為求償管理処理に関する事。 |
| ⑤市町特別給付等支援処理に関する事。 | |

4 介護給付適正化対策事業

保険者が策定し取組んでいる、介護給付適正化計画に対応した情報の提供を行っています。

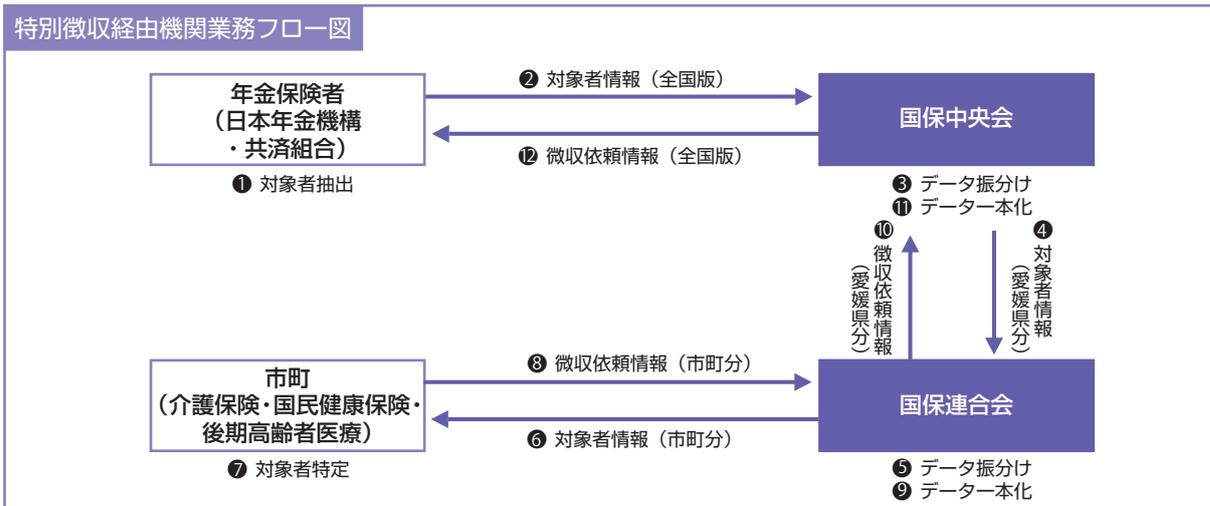
- [1] 縦覧点検支援業務及び医療情報との突合支援業務の実施
- [2] 介護給付適正化システムによる情報提供
- [3] 介護給付適正化システムアドバイザー派遣事業

5 介護サービス苦情処理業務

居宅サービス事業者や介護保険施設等が提供するサービスについて、利用者からの苦情を受け付け、苦情処理委員3名、調査員3名の体制で調査・指導・助言を行っています。

6 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

保険料（税）の年金からの特別徴収に係る情報について、介護保険関係システムを使用し市町と年金保険者間のデータ授受の処理を行っています。

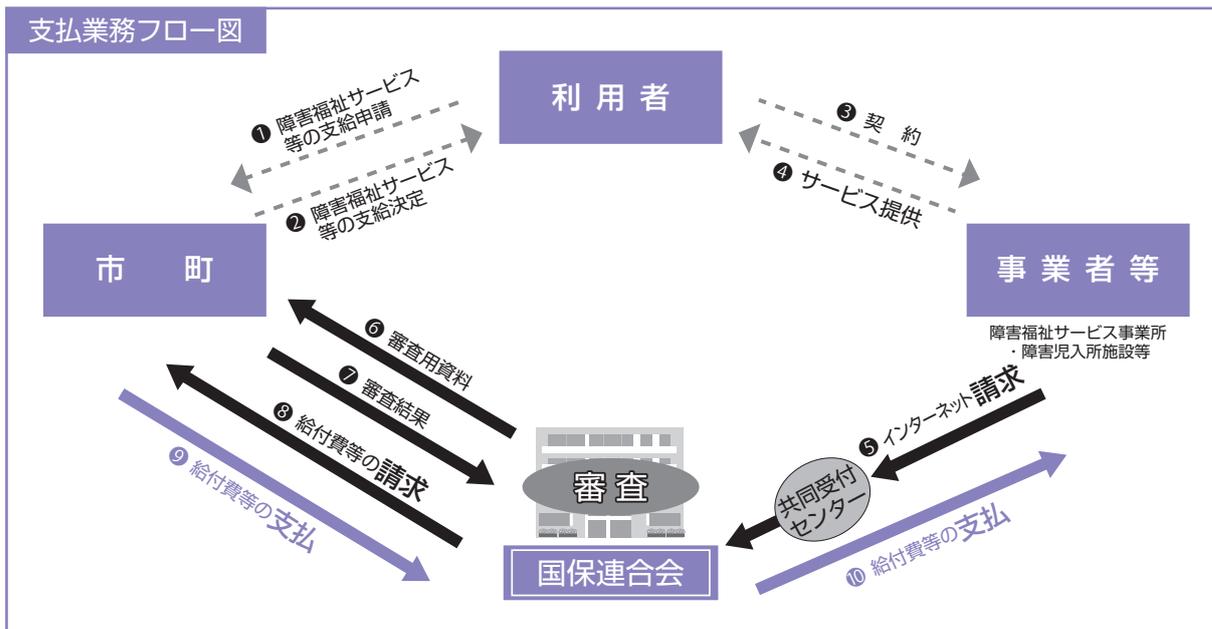


8

障害者総合支援事業

1 障害介護給付費等審査支払業務

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害介護給付費及び障害児給付費について、市町の委託を受けて、障害福祉サービス事業所から提出される請求等を審査し支払を行っています。



2 障害者総合支援市町事務共同処理業務

市町から委託を受け、各市町に共通する事務を一元的に処理することにより、経費の節減と事務処理の効率化を図ることを目的に実施しています。

なお、国保連合会で実施している共同処理の内容は以下のとおりです。

共同処理の内容

- | | |
|---|--|
| ①基準該当サービス費に関すること。
(特例介護給付費・特例訓練等給付費) | ③利用者負担分の地方単独助成に関すること。 |
| ②地域生活支援事業の一部に関すること。 | ④基準該当障害児給付費に関すること。
(特例介護給付費・特例訓練等給付費) |

9 福祉医療費関係業務

平成 15 年 7 月診療分から、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費について、市町より委託を受けて、審査支払業務、保険者事務共同処理（第三者行為求償を含む）業務を実施しています。

10 母子健康診査審査支払業務

平成 9 年 4 月から市町より委託を受けて、健康診査費に係る審査及び医療機関等への支払事務を行っています。

11 柔道整復施術療養費審査支払業務

昭和 48 年 1 月から保険者より委託を受けて、柔道整復師（社団会員分）へ柔道整復施術療養費の審査支払事務を行っています。また、平成 23 年 9 月処理から、個人契約（社団法人会員外）に係る審査支払事務を行っています。

12 療養費審査業務

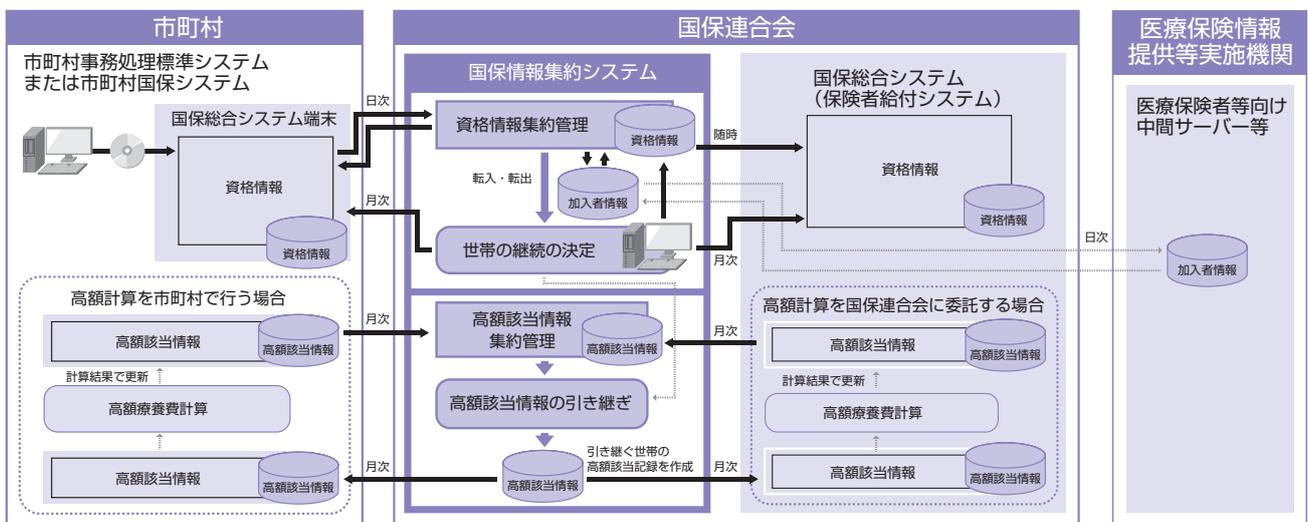
平成 31 年 4 月から保険者より委託を受けて、療養費（一般診療、治療用装具、あん摩・マッサージ、はり・きゅう、移送費、海外療養費）について、事務点検審査を行っています。

13 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会

療養費のうち、あん摩・マッサージ、はり・きゅう（以下「あはき療養費」という。）の審査を行うため、国保連合会に「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会」を設置し、令和 2 年 1 月から審査を行っています。

国民健康保険法第113条の3の規定に基づき、愛媛県内の市町国民健康保険保険者からの委託により、国民健康保険中央会が開発し国保連合会に使用許諾された国保情報集約システムを用いて、次の運用業務を行っています。

- [1] 国民健康保険の被保険者資格情報の集約・管理に関する業務
- [2] 高額療養費の多数回該当の判定に係る業務
- [3] 市町保険者間における情報連携の業務
- [4] その他国保情報集約システムの運用管理に関する業務



III 資料

1

会員

愛媛県において国民健康保険を行う区市町及び国民健康保険組合をもって会員とします。

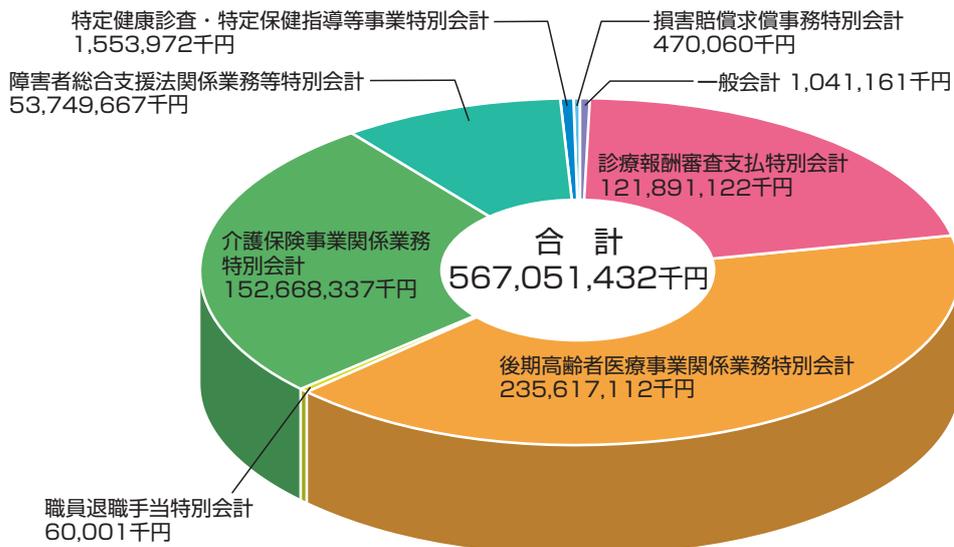
令和7年3月31日現在

	保険者数	被保険者数
県	1	—
市	11	206,744
町	9	39,529
国保組合	2	5,324
計	23	251,597
広域連合(参考)	1	250,795

1 全体像

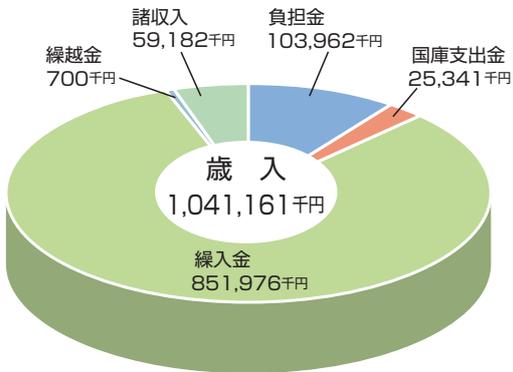
(単位：千円)

会計区分		歳入歳出予算額
一般会計		1,041,161
診療報酬審査 支払特別会計	業務勘定	9,114,447
	国保診療報酬支払勘定	99,720,000
	公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	12,741,675
	出産育児一時金に関する支払勘定	315,000
後期高齢者医療事業関係業務特別会計	業務勘定	763,064
	後期高齢者医療診療報酬支払勘定	232,330,000
	公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	2,524,048
職員退職手当特別会計		60,001
介護保険事業 関係業務特別 会計	業務勘定	256,337
	介護給付費等支払勘定	151,220,000
	公費負担医療に関する報酬等支払勘定	1,192,000
障害者総合支 援法関係業務 等特別会計	業務勘定	96,667
	障害介護給付費支払勘定	42,652,000
	障害児給付費支払勘定	11,001,000
特定健康診査・ 特定保健指導 等事業特別会 計	業務勘定	130,972
	特定健診・特定保健指導等費用支払勘定	1,010,000
	後期高齢者健診等費用支払勘定	413,000
損害賠償求償事務特別会計		470,060
合 計		567,051,432

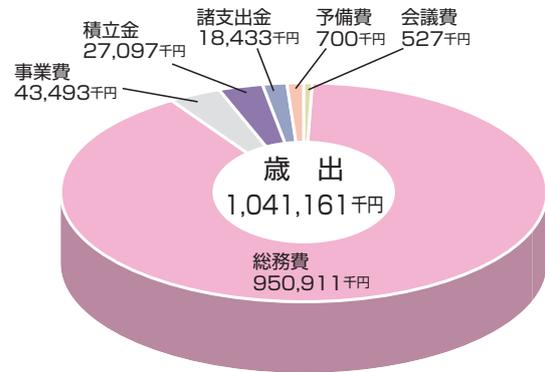


2 一般会計及び各業務勘定の内訳

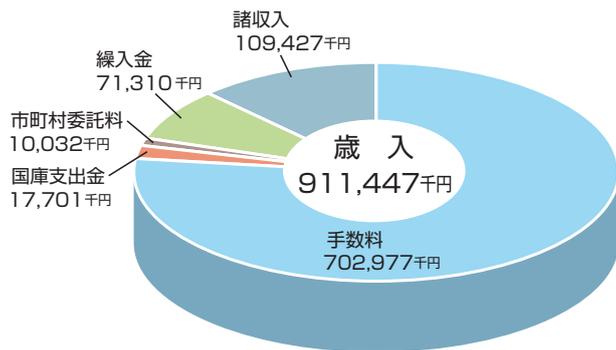
[1] 一般会計



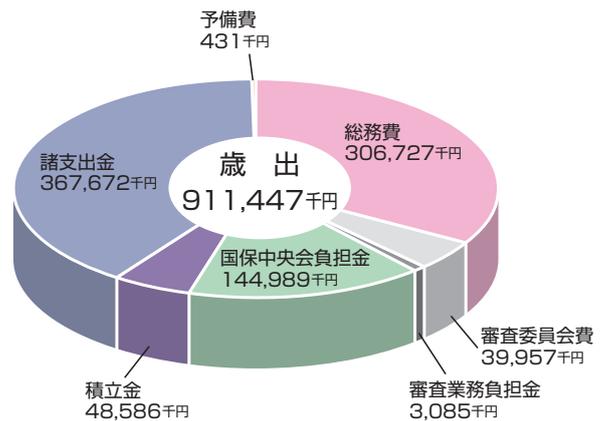
予算額 1,041,161千円



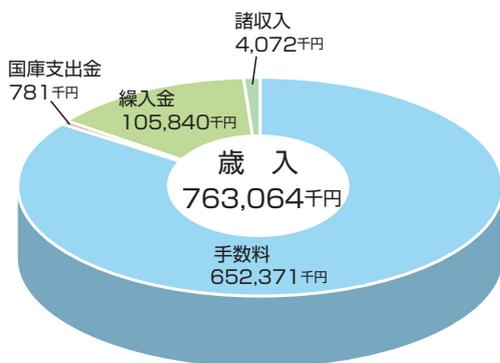
[2] 診療報酬審査支払特別会計 (業務勘定)



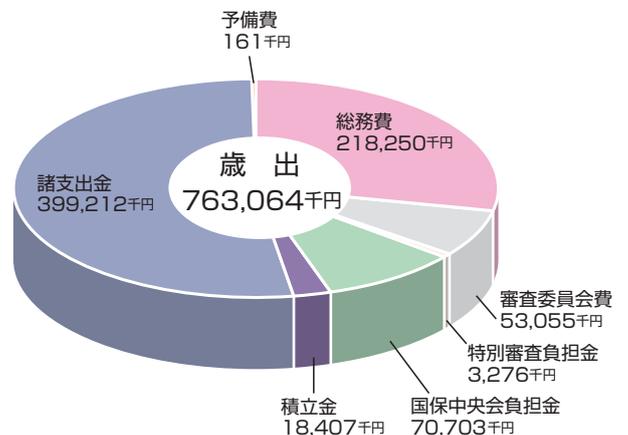
予算額 911,447千円



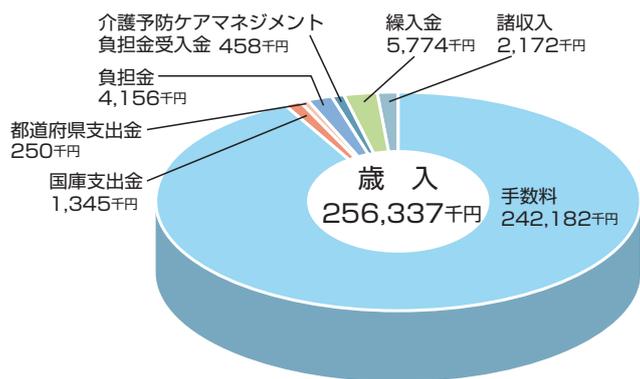
[3] 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 (業務勘定)



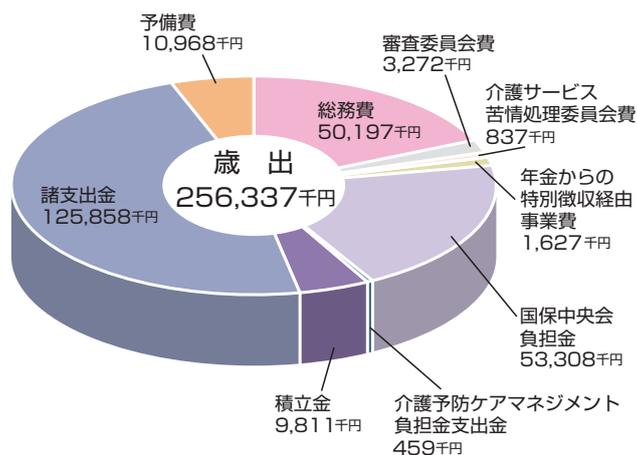
予算額 763,064千円



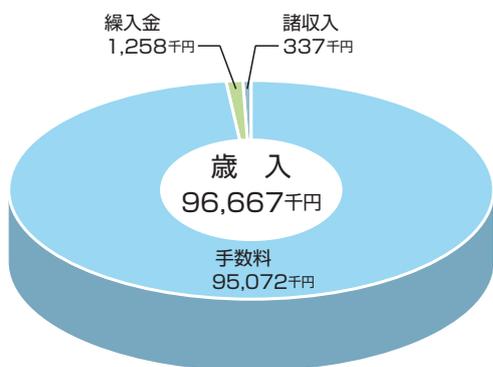
[4] 介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）



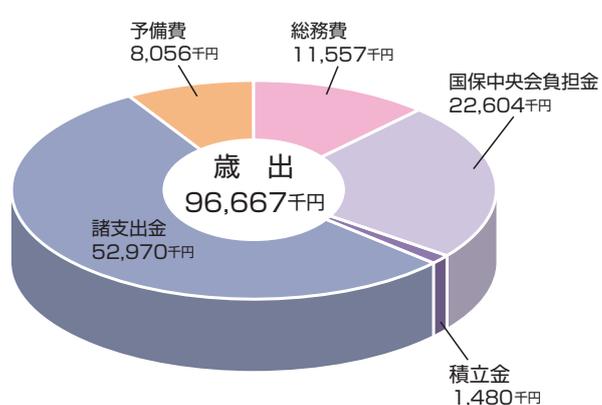
予算額 256,337千円



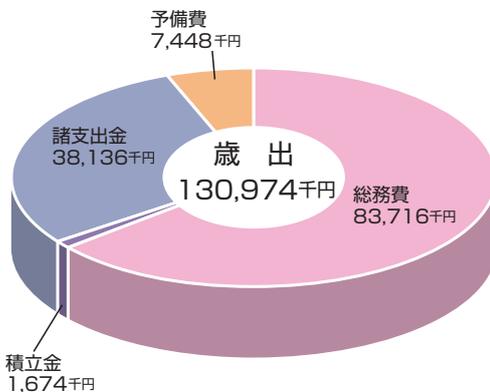
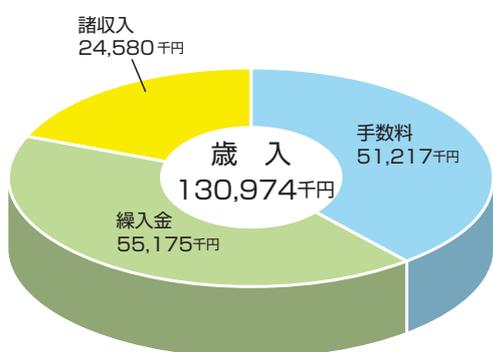
[5] 障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）



予算額 96,667千円



[6] 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定） 予算額 130,974千円



1 負担金

(1) 負担金

保険者割及び被保険者数割をもって算定する。(円未満の端数は切り捨て)

- ア. 保険者割：1 会員につき 20 万円
- イ. 被保険者数割：総会において定めた負担金の総額から保険者割負担金の総額を除いた額に対し、前々年度末現在における被保険者数に基づき按分して得られる額

(2) 国保データベース (KDB) システムに関する負担金

対象：国保データベース (KDB) システムを利用する市町等

根拠：KDB システム管理・運用業務規程

- ア. KDB システムにおける業務委託に関する負担金(総額 10,114,044 円)
市町等の均等割額：14,192 円
被保険者割額：(負担金総額－均等割額総額)× 当該市町等の被保険者数 / KDB 利用全市町等被保険者数
※令和6年度及び令和7年度に限り、上記負担金の総額から5,000,000円を減じた額とする。
- イ. KDB 負担金(総額 6,355,000 円)
均等割：179,900 円
被保険者割額：(KDB 負担金総額－均等割額総額)× 当該市町等の被保険者数 / KDB 利用全市町等被保険者数

2 診療報酬等審査支払手数料

手数料	根拠	1 件当り手数料 (税込)
国保 (医科、歯科、調剤)	本会手数料徴収規則第 2 条	59 円 07 銭
後期高齢者医療 (医科、歯科、調剤)	本会手数料徴収規則第 2 条	82 円 50 銭
公費 (医科、歯科、調剤)	公費負担者との契約	94 円 00 銭
福祉医療 (医科、歯科、調剤)	本会福祉医療費審査支払規則第 9 条	(国保)(後期)43 円 32 銭 (社保)35 円 65 銭
国保 (柔道整復施術療養費)	本会手数料徴収規則第 2 条	151 円 01 銭
後期高齢者医療 (柔道整復施術療養費)	本会手数料徴収規則第 2 条	139 円 36 銭
あはき療養費審査 (※)	保険者との契約	233 円 26 銭
療養費審査 (あはき療養費 (※) 以外)	保険者との契約	82 円 50 銭

※あはき療養費：あん摩・マッサージ、はり、きゅう療養費

3 国保情報集約システム運用手数料

手数料	根拠	国保被保険者 1 人当り単価 (税込)
国保情報集約システム運用手数料	本会国保情報集約システム運用業務実施要綱第 5 条 国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託契約書第 5 条	210 円 68 銭

4 国民健康保険共同処理手数料

区 分	手 数 料 (税込)	委託保険者数
1 資格確認給付記録処理費	1件当り 18円02銭	21
2 医療費通知作成費	1通当り 33円53銭	18

5 レセプト点検共同処理事業手数料

手 数 料	根 拠	1件当り手数料(税込)
レセプト点検共同処理事業手数料	本会レセプト点検共同処理事業要綱第9条	11円89銭

6 特定健康診査・特定保健指導等費用手数料

手 数 料	根 拠	1件当り手数料(税込)
特定健康診査・ 特定保健指導等費用手数料	本会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則第18条	386円78銭

7 損害賠償求償事務手数料

手 数 料	根 拠	単価 (税込)
損害賠償請求事務手数料	本会第三者行為損害賠償求償事務 共同処理規則第11条	(医療) 損害賠償金 補償決定額×9.02%
負傷原因等調査事務手数料		件数×8,000円

8 介護給付費等審査支払手数料

手 数 料	根 拠	1件当り手数料(税込)
介護給付費等	本会手数料徴収規則第2条	77円41銭
介護公費	公費負担者との契約	77円41銭
特別徴収情報經由事務費	本会特別徴収情報經由業務規則第6条	6円14銭(※)

※介護保険第1号被保険者1人当り

9 介護保険共同処理手数料

区 分	手 数 料 (税込)	委託保険者数
1 要介護認定更新支援処理	} 1 件当り 98 円 47 銭	1
2 償還払給付額管理処理		1
3 介護給付費通知作成処理		0
4 高額介護サービス費支給処理		2
5 市町特別給付支払支援処理		0
6 統計資料作成処理	1 保険者 (月額) 2,740 円	18
7 縦覧点検支援処理	1 件当り 2 円 62 銭	20
8 医療給付情報突合支援処理	1 件当り 2 円 13 銭	20
9 第三者行為求償管理処理	受給者 1 人当り (年額) 55 円 00 銭	20

10 障害介護給付費審査支払手数料

手 数 料	根 拠	1 件当り手数料(税込)
障害者総合支援	本会障害介護給付費等支払規則 第 18 条	237 円 00 銭

11 障害者総合支援等共同処理手数料

区 分	手 数 料 (税込)	委託市町数
1 基準該当サービス費に関する事。	} 1 件当り 19 円 91 銭	17
2 地域生活支援事業の一部に関する事。		2
3 利用者負担分の地域単独助成に関する事。		1
4 基準該当障害児給付費に関する事。		17

4

審査支払状況

1 診療報酬等審査支払事業

※以下表については、表示単位未満は四捨五入とする。

[1] 受付件数の推移（医科・歯科・調剤）（単位：千件）

年 度	合 計	国 保	後期高齢者医療
令和2年度	11,122	4,997	6,125
令和3年度	11,383	5,152	6,231
令和4年度	11,493	5,082	6,411
令和5年度	11,719	5,031	6,687
令和6年度	11,586	4,757	6,829

[2] 査定点数の推移（医科・歯科・調剤）（単位：千点）

年 度	合 計	国 保	後期高齢者医療
令和2年度	57,642	18,016	39,626
令和3年度	59,772	20,557	39,215
令和4年度	61,096	22,615	38,481
令和5年度	52,799	17,269	35,529
令和6年度	53,688	16,015	37,673

[3] 支払額の推移（医科・歯科・調剤）（食事療養費を含む）（単位：千円）

年 度	合 計	国 保	公費（国保）	後期高齢者医療	公費（後期高齢者医療）
令和2年度	304,056,236	104,563,871	1,680,858	197,280,290	531,217
令和3年度	307,790,469	106,463,434	1,800,489	198,956,695	569,851
令和4年度	311,445,709	105,245,522	2,086,502	203,187,275	926,410
令和5年度	316,532,407	103,453,369	1,838,825	210,448,540	791,673
令和6年度	315,676,305	98,259,298	1,655,831	215,168,319	592,857

※公費は福祉医療費除く

2 特定健康診査等事業

[1] 請求受付件数の推移

(単位：件)

年 度	合 計	特定健診・ 特定保健指導等	後期高齢者健診
令和2年度	111,329	87,843	23,486
令和3年度	124,039	97,492	26,547
令和4年度	123,610	94,378	29,232
令和5年度	128,160	94,482	33,678
令和6年度	130,099	92,203	37,896

[2] 支払額の推移

(単位：千円)

年 度	合 計	特定健診・ 特定保健指導等	後期高齢者健診
令和2年度	1,003,371	780,871	222,500
令和3年度	1,137,698	883,603	254,095
令和4年度	1,168,661	882,524	286,137
令和5年度	1,256,442	917,364	339,078
令和6年度	1,265,748	888,509	377,239

3 出産育児一時金等支払事業

[1] 受付件数の推移

(単位：件)

年 度	合 計	正 常 分 娩	異 常 分 娩	早 期 分 娩
令和2年度	960	643	304	13
令和3年度	897	598	292	7
令和4年度	822	579	231	12
令和5年度	710	459	243	8
令和6年度	681	446	226	9

[2] 支払額の推移

(単位：千円)

年 度	合 計	正 常 分 娩	異 常 分 娩	早 期 分 娩
令和2年度	377,015	257,607	113,528	5,880
令和3年度	361,493	249,593	110,229	1,671
令和4年度	317,459	226,148	86,271	5,040
令和5年度	333,390	218,254	102,136	13,000
令和6年度	308,378	213,960	89,918	4,500

4 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

[1] 損害賠償金補償決定額の推移 (単位：千円)

年 度	合 計	国 保	後期高齢者医療	介 護 保 険
令和2年度	675,198	294,403	325,876	54,919
令和3年度	628,592	219,744	343,861	64,987
令和4年度	521,060	164,746	310,667	45,647
令和5年度	500,709	156,637	302,774	41,298
令和6年度	544,426	222,563	261,684	60,179

5 介護保険事業

[1] 介護給付費等の受付件数の推移 (単位：件)

年 度	合 計	介護給付費	総合事業費
令和2年度	2,436,784	2,175,578	261,206
令和3年度	2,436,425	2,184,810	251,615
令和4年度	2,490,189	2,237,512	252,677
令和5年度	2,520,841	2,269,275	251,566
令和6年度	2,558,585	2,305,199	253,386

※総合事業費：介護予防・日常生活支援総合事業費

[2] 介護給付費等の支払額の推移 (単位：千円)

年 度	合 計	介護給付費	公費(介護給付費)	総合事業費	公費(総合事業費)
令和2年度	143,298,381	137,837,480	1,052,768	4,361,333	46,800
令和3年度	143,953,041	138,597,238	1,020,665	4,289,768	45,370
令和4年度	142,971,584	137,700,437	1,027,803	4,198,262	45,082
令和5年度	145,093,784	139,700,606	1,074,705	4,272,322	46,151
令和6年度	148,188,757	142,689,269	1,087,381	4,365,328	46,779

[3] 苦情相談件数の推移 (単位：件)

年 度	合 計	苦情・相談	申 立
令和2年度	15	14	1
令和3年度	12	11	1
令和4年度	21	18	3
令和5年度	22	22	0
令和6年度	19	18	1

6 障害者総合支援事業

[1] 受付件数と支払額の推移

年 度	受付件数	支払額 (千円)
令和2年度	311,234	36,390,977
令和3年度	331,167	38,992,362
令和4年度	347,837	40,865,569
令和5年度	369,710	44,285,228
令和6年度	394,848	49,171,667

7 福祉医療費関係業務

[1] 受付件数の推移 (医科・歯科・調剤・訪問・柔整) (単位：千件)

年 度	合 計	一般 (国保 + 社保)	後期高齢者医療
令和2年度	3,093	2,562	531
令和3年度	3,336	2,806	530
令和4年度	3,412	2,893	519
令和5年度	3,887	3,374	513
令和6年度	3,981	3,466	515

[2] 支払額の推移 (医科・歯科・調剤・訪問・柔整) (単位：千円)

年 度	合 計	一般 (国保 + 社保)	後期高齢者医療
令和2年度	10,376,348	8,352,877	2,023,471
令和3年度	11,028,166	9,024,718	2,003,448
令和4年度	10,999,971	9,065,889	1,934,082
令和5年度	12,318,378	10,365,138	1,953,240
令和6年度	12,279,289	10,373,254	1,906,035

※国保は国保組合を含む

8 母子健康診査審査支払業務

[1] 受付件数と支払額の推移

年 度	受付件数	支払額 (千円)
令和2年度	117,579	757,197
令和3年度	116,048	740,879
令和4年度	112,984	727,321
令和5年度	114,257	732,398
令和6年度	108,848	755,781

9 柔道整復施術療養費審査支払業務

[1] 受付件数の推移 (単位：件)

年 度	合 計	国 保	後期高齢者医療
令和2年度	135,641	84,379	51,262
令和3年度	137,601	86,728	50,873
令和4年度	138,213	86,084	52,129
令和5年度	142,140	84,384	57,756
令和6年度	140,217	80,712	59,505

[2] 支払額の推移 (単位：千円)

年 度	合 計	国 保	後期高齢者医療
令和2年度	673,346	358,193	315,153
令和3年度	669,594	362,584	307,010
令和4年度	656,269	354,530	301,739
令和5年度	677,785	337,596	340,189
令和6年度	634,446	315,161	319,285

10 療養費審査業務

[1] 受付件数 (単位：件)

年 度	合 計	国 保	後期高齢者医療
令和2年度	12,781	5,722	7,059
令和3年度	13,309	5,719	7,590
令和4年度	12,938	5,746	7,192
令和5年度	13,401	6,074	7,327
令和6年度	12,885	5,836	7,049

11 あはき療養費審査業務

[1] 受付件数 (単位：件)

年 度	合 計	国 保	後期高齢者医療
令和2年度	33,096	6,564	26,532
令和3年度	34,087	7,102	26,985
令和4年度	34,688	6,763	27,925
令和5年度	38,356	7,135	31,221
令和6年度	39,582	6,957	32,625

5

沿革

	年	月	日	主 要 事 項
昭和	13年	4月	1日	国民健康保険法公布（旧国保法）
	15年	2月	25日	愛媛県国民健康保険組合聯合会が創立
	23年	6月	30日	愛媛県国民健康保険団体連合会に改組・改称
	26年	3月	31日	各都道府県に診療報酬審査委員会が設置
			8月	1日
	28年	12月	15日	愛媛県国民健康保険法施行 15周年記念式典（県自治会館）
	33年	10月	11日	愛媛県国民健康保険法施行 20周年記念式典（伊予銀行ホール）
			12月	27日
	34年	1月	1日	愛媛県国民健康保険団体連合会の設立（新国保法施行により）
	35年	6月	1日	愛媛県内の皆保険が達成（全国 17 位）
	36年	4月	1日	全国に国民健康保険が普及し国民皆保険が達成
	37年	3月	1日	診療報酬支払業務を開始
	40年	2月	1日	診療報酬審査支払業務を開始
	42年	11月	20日	愛媛県国保会館の竣工（松山市三番町 7 丁目 6-9）
	43年	1月	1日	愛媛県内全被保険者の 7 割給付が実現
			10月	15日
	46年	10月	1日	国に先がけ愛媛県単独事業として県全域で老人医療公費負担制度が開始
	48年	1月	1日	全国の老人医療費公費負担制度（無料化）実施
	50年	5月	1日	審査支払事務の電算処理を開始
			10月	1日
51年	3月	9日	愛媛県国民健康保険診療施設連絡協議会が設立	
53年	4月	1日	国民健康保険保健婦が市町村保健婦に移管	
		10月	18日	愛媛県国民健康保険法施行 40周年記念式典（松山市民会館）
58年	2月	1日	老人保健法施行	
		4月	1日	国保事務電算化共同処理事業を開始（当初 31 保険者）
59年	4月	1日	高額医療費共同事業を開始（10 万点以上レセプト再保険事業）	
		1日	常務処理審査委員を設置、審査委員会に審査専門部会を設置	
		10月	1日	退職者医療制度の創設・施行
平成	元年	2月	22日	愛媛県国民健康保険法施行 50周年記念式典（県民文化会館）
	3年	4月	1日	第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務共同処理事業の開始
	4年	4月	1日	老人訪問看護制度の創設
	8年	10月	25日	第 36 回全国国保地域医療学会を開催（県民文化会館）
	12年	4月	1日	介護保険法施行
			1日	介護給付費審査支払業務を開始
	14年	2月	4日	愛媛県国保会館を松山市高岡町 101 番地 1 に移転
	15年	7月	1日	福祉医療費審査支払業務を開始
	17年	8月	1日	新宇和島市発足により平成の市町村大合併が終了（70 市町村→20 市町）
	18年	4月	1日	介護サービス情報の調査・公表事業を開始（平成 22 年度終了）
			1日	愛媛県保険者協議会が設立
			5月	8日

	年	月	日	主 要 事 項
平成	19年	10月	1日	障害介護給付費支払業務を開始
	20年	4月	1日	高齢者の医療の確保に関する法律施行（老人保健制度の廃止）
		4月	1日	後期高齢者医療審査支払業務を開始
		4月	1日	特定健診・特定保健指導に関する支払及びデータ管理業務を開始
	23年	7月	1日	社保福祉電子請求システム運用を開始
		9月	1日	国保総合システム運用を開始
	26年	12月	22日	保健事業支援・評価委員会を設置
	27年	4月	1日	国保データベース（KDB）システム運用を開始
	28年	2月	18日	ISO27001（ISMS）の認証取得
		3月	18日	本会と全国健康保険協会愛媛支部との間で 「健康づくり推進に向けた包括的連携に関する協定」締結
	28年	7月	1日	社保福祉電子データ公開システム運用を開始
	29年	4月	1日	ICカード認証会館管理を導入
	30年	3月	31日	保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の廃止
	30年	4月	1日	改正国保法施行
令和	元年	6月	1日	風しん抗体検査及び予防接種業務支払業務を開始（令和6年度終了）
	2年	1月	1日	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会を設置
	3年	4月	1日	新型コロナウイルス感染症の予防接種等の支払業務を開始 （令和6年度終了）
	3年	10月	1日	オンライン資格確認システムによる資格確認業務を開始
	6年	6月	11日	愛媛県在宅保健師等会の再設置（保健事業支援の開始）

令和 7 年度 国保連合会ガイドブック

発 行：愛媛県国民健康保険団体連合会

愛媛県松山市高岡町 101-1

令和 7 年 7 月 発行

Access Map



●バス利用

JR松山駅より

松山空港線 松山空港行き 14分
富久口下車 徒歩5分

松山市駅より

松山空港線 松山空港行き 20分
富久口下車 徒歩5分

松山市駅より

三津吉田線 三津港行き 16分
高岡天神前下車 徒歩5分

松山空港より

松山空港線 道後温泉駅前・湧ヶ淵・湯の山行き 5分
久保田下車 徒歩7分

愛媛県国民健康保険団体連合会

〒791-8550 愛媛県松山市高岡町101-1

<https://kokuhoren-ehime.jp/>